

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己様

浪江町の復興に向けた要求書

平成29年6月22日

福島県双葉郡浪江町議会
議長 紺野榮重

浪江町の復興に向けた要求趣旨

我々浪江町議会は原発事故による避難以降、除染・賠償見直し・医療健康問題など関係機関のご支援のもと、復旧・復興と町民の生活再建のため全力を挙げて取り組んできた。

先般、当町の一部地域の避難指示が解除され、民間事業者も含め関係機関が全力で復興に取り組める下地ができた。

しかしながら、放射線量や暮らしの環境など乗り越えるべき課題はまだまだ山積している。

今後とも、貴社は原子力災害の現状を正しく認識され、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、当該損害の迅速・確実な賠償と被害者の心情に配慮した誠実な対応をすることを求めるものである。

I 損害の適切な賠償

1 農林業者を含む全ての事業者への営業損害賠償の継続

①震災前の営業環境を回復すべく、不断の努力をしているにもかかわらず、震災前と同等の収入を確保するのが極めて困難な状況にある。減収による損害について賠償を継続すること。

②農林業に係る今後の損害賠償について、農林業固有の特性に配慮し、損害が続く限り継続すること。

2 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の尊重

原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案を尊重すること。

3 精神的損害及び家賃の賠償継続

精神的損害及び家賃の賠償が平成30年3月で打ち切られる。避難指示が解除されたとはいえ、様々な理由ですぐに帰町できない町民が大多数である。そもそもの原因は原発事故にあり、帰町できないことを個人の都合と切り捨てず、帰町できる環境となるまで賠償を継続すること。

II 廃炉と情報公開・危機管理

1 情報公開の徹底

今後数十年にわたる廃炉に向け、迅速・正確な情報開示を徹底すること。

2 県内原子炉の全基廃炉

県内全原子炉10基の廃炉を決断すること。